

○鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例

平成25年12月27日条例第51号

改正

平成26年9月30日条例第27号

平成28年12月19日条例第38号

鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例

(目的)

第1条 この条例は、在宅の重度心身障害者に在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）を支給することにより、障害者の経済的及び精神的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において重度心身障害者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）による療育手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が（（A））、A又はBに該当するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が1級に該当するもの
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が、障害の程度について最重度、重度又は中度と判定した者
- (5) 前各号に掲げる者に相当すると市長が認めた者
- (6) 超重症心身障害児（規則で定める超重症心身障害児をいう。以下同じ。）に該当すると市長が認めた者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者

(受給資格)

第3条 手当の支給を受けることができる者は、市内に住所を有する重度心身障害者とする。ただし、重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者（平成21年12月31日において既に重度心身障害者である者を除く。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下

「法」という。)第17条第2号及び第26条の2第1号に規定する施設若しくは障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号。以下「省令」という。)第14条第3号に規定する施設に入所している者を除く。

(手当の申請及び決定)

第4条 手当の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、支給の可否を決定し、当該申請をした者にその結果を通知しなければならない。

(手当の額等)

第5条 手当の額は、重度心身障害者1人につき月額5,000円とする。

2 重度心身障害者が、第2条各号のうち2以上に該当する場合においても、手当を重複して支給しないものとする。

(支給期間)

第6条 手当の支給は、申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日であるときは、その日の属する月)から受給資格を失った日の属する月までとする。

(支給制限等)

第7条 手当は、法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者(超重症心身障害児に該当すると市長が認めた者を除く。)には支給しない。

2 前年(支給に係る申請のあった日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)の所得により、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されたときは、当該市町村民税が課された年度の初日が属する年の8月分から翌年の7月分まで手当の支給を停止する。

3 市長は、第4条第2項の規定により支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(受給資格の喪失)

第8条 受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、手当の受給資格を失う。

(1) 市内に住所を有しなくなったとき。

(2) 第2条各号の規定に該当しなくなったとき。

(3) 死亡したとき。

2 受給者は、前項第1号又は第2号に該当することとなったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、当該手当の支給を受けた額に相当する額を当該受給者から返還させることができる。

(受診命令)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、受給者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(鴻巣市重度心身障害者福祉年金支給条例及び鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鴻巣市重度心身障害者福祉年金支給条例（昭和44年鴻巣市条例第26号）

(2) 鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年鴻巣市条例第29号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の鴻巣市重度心身障害者福祉年金支給条例及び鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年9月30日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成27年1月1日から、第2条及び附則第2項の規定は平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例の規定は、平成29年1月分以後の在宅重度心身障害者手当の支給について適用し、平成28年12月分までの重度心身障害者手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月19日条例第38号）

この条例は、平成29年1月1日から施行する。